

入湯税の課税を令和8年10月から開始します

日帰りでも泊まりでも、
入湯税は1日 150円です。
ご協力をお願いします。



Hot spring users are charged a bathing tax of 150 yen per person (city tax).

每位客人需缴纳150日元的温泉税（适用于住宿及当日往返），敬请谅解。

당일 이용이든 숙박이든 목욕세로 하루 150엔이 부과됩니다.
양해와 협조 부탁드립니다.

入湯税の使い道

入湯税は観光施設整備（公衆トイレや観光案内板の整備維持管理）などに使われます。



鎌倉市総務部市民税課

TEL : 0467-23-3000

メール : kamatax@city.kamakura.kanagawa.jp